

不審なはがき・封書に要注意！

長崎県内において、
「身に覚えのない訴訟に関するはがきや封書が届いた」
という相談が多数寄せられています。

実際のはがき

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（せ）848 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行証書の交付をご承諾いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通知となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和1年11月7日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区内幸町

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-

受付時間 9:00～20:00（日、祝日は除く）



このはがき以外にも、**訴訟準備期間事前通告**と題する封書も送付されています。

いずれも取り下げ期日や連絡先が記載されており、不安をあたえて電話をかけさせようとする特徴があります。

～被害防止のポイント～

- 記載された電話番号には絶対連絡しない！
- 身に覚えのないお金の請求や裁判に関する内容のはがきや封書、メールが届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談する！